公益財団法人 日本骨髄バンク 第20回通常理事会 議事録

１　日　時　令和４年３月11日（金）　17時10分～18時50分

２　開催方法　コロナ禍の影響によりWEB会議形式で開催
（本会議をWEB開催することに関して全理事の同意を得た）

３　定足数　理事現在数14名中、出席13名
（１）出席　：　12名（以下順不同、敬称略）
小寺 良尚（理事長）、加藤 俊一（副理事長）、佐藤 敏信（副理事長）
浅野 史郎（理事）、大久保 英彦（理事）、岡本 真一郎（理事）
金森 平和（理事）、鈴木 利治（理事）、瀬戸 愛花（理事）
高梨 美乃子（理事）、高橋 聡（理事）、谷口 修一（理事）
橋本 明子（理事）
注）定款第46条に規定する理事現在数の過半数を充足し、本理事会は成立した。
（２）欠席　：　１名
鎌田 麗子（理事）
（３）出席監事　：　２名
椙村 岳央（監事）、藤井 美千子（監事）
（４）陪席　：　１名
山崎 翔（厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室室長補佐）
（５）傍聴　：　０名
（６）事務局　：　11名
小川 みどり（事務局長）、田中 正太郎（総務部長）
小島 勝（広報渉外部長）、中尾 るか（ドナーコーディネート部長）
関 由夏（移植調整部長）、戸田 泉（ドナーコーディネート部ＴＬ）
渡邊 善久（広報渉外部ＴＬ）、藤沢 基郎（総務部参事）
竹村 肇（総務部）、荒井 茂（総務部）、上原 淳（総務部）

〔議 事〕

４　議長選出
審議に先立ち小寺理事長より挨拶があり、定款第45条の規定により小寺理事長が議長となった。理事会運営規則第３条に基づき事務局の出席が認められた。

５　議事録署名人の選出
議事録作成の議事録署名人は、定款第51条第２項により出席した理事長および監事が記名、押印するとされている。小寺理事長、椙村監事、藤井監事がこれに当たるとされた。

６　審議事項

第１号議案：患者負担金等支援基金規程の改正について

第２号議案：令和４年度事業計画案と予算案の提示

第３号議案：海外ドナーからの移植　診療報酬取り扱い

第４号議案：傷病休暇制度

第５号議案：コーディネーター内規の変更・附則について

７　報告事項

報告事項１：コーディネート支援システム更改プロジェクトの進捗報告

報告事項２：コーディネーター認定・委嘱更新についての審査結果報告

報告事項３：調整医師新規申請・承認の報告

報告事項４：寄付金報告

報告事項５：移植件数報告

報告事項６：その他

８　審議事項の議事概要と結果（敬称略）

１）第１号議案：患者負担金等支援基金規程の改正について

田中総務部長が資料に基づき説明した。

現在、当法人には患者負担の軽減に関する積立金および基金として、患者負担金軽減積立金と患者負担金等支援基金の２つある。結論から言うと左側の患者負担金軽減積立金の枯渇が近づいているので、枯渇後は右側の患者負担金等支援基金を取り崩すこととしたい。これに伴って右側の患者負担金等支援基金の規程を改正したい。

左側の患者負担金軽減積立金の実際の使用使途はＨＬＡ本人確認検査の費用に充当している。患者とドナーの本人確認両方で各々9680 円を患者に請求せずに患者負担金軽減積立金から取り崩して使用している。

右側の患者負担金等支援基金の使途は患者の免除金額の内、国庫補助金により賄うことができなかった部分や生活保護受給世帯患者に関わるドナーの差額ベッド代のために取り崩している。

左側の患者負担金軽減積立金は毎年 1200 万円から 1400 万円程度を取り崩している。令和 3 年度末の残高は約 2950 万円である。令和 4 年度の終わり、もしくは令和 5 年度の始め辺りで無くなる計算である。

一方で右側の患者負担金等支援基金は平成 28 年度以降国庫補助金の内、負担金免除にかかる補助金を大幅に増額していただいたこともあり令和 3 年度末の残高は約 1 億 6700 万円あって余裕のある状態を保っている。

左側の患者負担金軽減積立金の枯渇に伴ってＨＬＡ本人確認検査の費用を患者負担に戻すということは現状ではなかなか受け入れ難いと思うので、枯渇した後は本人確認検査費用について右側の患者負担金等支援基金から取り崩し充当したい。これに伴い患者

負担金等支援基金の規程の事業のところに「（２）患者負担軽減を目的として実施した軽減分を患者に代わって負担」という１行を追加した。

審議の結果、第１号議案は全会一致で可決承認された。

（主な意見等）

＜小寺＞　表の左側は積立金という言葉から分かるようにバンクの自助努力で少しずつ積み立てていた。後から説明のある予算書にもある通り昨今は他で経費がかかり、このままで行くと令和４年度末で枯渇してしまう。ただ目的であるドナー並びに患者の本人確認検査を無くすことはできないので、右側の支援基金の方から充当する。それに伴い支援基金の規程の一部を改定するという提案である。

２）第２号議案：令和４年度事業計画案と予算案の提示

田中総務部長が資料に基づき説明した。

先月の臨時理事会で事業実施の基本方針５つについて要点を説明した。今回は前回からの変更箇所について説明する。前回、大久保理事からバンクニュース７月号の郵送をＳＭＳの送信に切り替えてＷＥＢでの閲覧を促すという取組みについて重要なことであるから事業報告書に盛り込んだ方が良いのではないかというご意見を頂いて追加した。

次に予算についてである。前回、要点としてバンクニュースのＳＭＳ切り替えによる削減やホームページの更新を計画していること、また対面でのブラッシュアップ研修会の復活を見込んで支出増となることを説明した。前回は日赤からのコーディネート支援システム運用保守受託分の金額が固まっていなくて空欄であったが調整の結果、受託収益 3269 万 6000 円を加えている。支出側も同じ金額を加算して差し引きは前回から変わっておらず約 2000 万円の赤字予算である。

審議の結果、第２号議案は全会一致で可決承認された。

（主な意見等）

＜小寺＞　日赤とのシステム関連の金額が定まった。事務局でも努力されたのだろうが約 3000 万円で収支がとんとんになったのか。

＜田中＞　業者とは色々と継続して調整している。見たてとしてはなんとかやりくりしてとんとんになるかと考えている。

＜小寺＞　これは事業計画にも関係するが、２年間実施できていなかったコーディネーターの対面でのブラッシュアップ研修会はぜひやっていただきたい。コーディネーターの face to face の会を持たないで新年度も過ごしてしまうのはちょっと危険だと思う。これはいくらぐらいかかるのか。

＜田中＞　だいたい 700 万円から 800 万円の間である。

＜小寺＞　それで全国から来てもらえるのか。

＜田中＞　そうである。旅費交通費が大きい。

３）第３号議案：海外ドナーからの移植　診療報酬取り扱い

小川事務局長が資料に基づき説明した。

海外ドナーから提供を受けて日本で移植する場合の請求支払い手続きの流れの運用を変更したい。日本の患者が海外から提供を受けて移植完了したら、移植施設が受け取った診療報酬の中から 50 万 8000 円をＪＭＤＰとしていただく。これがバンクの収入になるはずのものである。一方、海外バンクでドナーは採取している。国によって違うが、例えばアメリカで採取をお願いすると約 400 万円かかる。その約 400 万円の費用請求が海外バンクからＪＭＤＰを通して患者に請求する訳だが、JMDP から 400 万円を請求する際に前述の 50 万 8000 円を差し引いた上で患者に請求している。今もそうしている。そうするとＪＭＤＰは調整業務を行ったが、収入として 1 円も入らない。今後は診療報酬としてもらった 50 万 8000 円はＪＭＤＰの収入として、患者には海外バンクから届いた請求書の金額そのままを請求する運用に変えたい。日本の患者には海外ドナーから提供を受ける場合にこれだけの費用がかかるという料金表を提示し、ホームページにも公開している。患者としては 400 万円と思っていたものが、なぜか値引きされている形になっているのが実情である。この運用の変更についてご審議いただきたい。

審議の結果、第 3 号議案は全会一致で可決承認された。

（主な意見等）

＜小寺＞　海外バンクから 400 万円の請求があった場合には患者に払っていただくということだったが、バンクに入るはずのものを差し引いて患者に請求していた。いつからこのようになったのか良く分からないが、海外バンクから骨髄をいただく場合にバンクはかなりの労力を使っている。それが結果的に 1 円もバンクに入らないというのは、ちょっと不合理である。国内の移植と同じように本来バンクに入る 50 万 8000 円を差し引くのをやめるという提案である。もともと、どうしてこのようなことをしたのか分からないが、400 万円という海外バンクからの請求は高いということで差し引いたのだろうと思う。バンクの財政という点からすると不合理である。

＜岡本＞　今どれくらい海外からの提供があるのか。

＜小川＞　最近は減っている。年間に 2 件か 3 件くらいである。

＜岡本＞　それに関連して海外の血縁者コーディネートは何件くらいか。

＜小川＞　先日、初めて 1 件発生した。

＜岡本＞　数は少ないが、理事長の意見と同じである。なぜＪＭＤＰがお金をとらないでやっているのか理にかなっていない。

＜佐藤＞　海外ドナーから移植を受けた患者はどのようにこの 400 万円を支払うのか。ご自身の貯金を取り崩して支払うのか。

＜小川＞　はい、結果的にご自身になると思う。アメリカが一番高い。台湾、韓国、中国は 200 万円台である。

4）第４号議案：傷病休暇制度

小川事務局長が資料に基づき説明した。

傷病休暇制度見直しの目的である。ＪＭＤＰは公務員よりも手厚い傷病休暇制度を備えている。しかし、利用状況をみると、主旨を正しく理解しているのか疑問に思う例が多々ある。このため「必要最低限の期間を取得」という主旨に従って運用する観点から改正を考えた。案作成には様々な立場の方の意見を伺い、その上で部長会、労働者代表、衛生委員会のメンバー、社労士、ハローワークにも相談した。

厚労省のホームページに掲載している内容である。全国の企業がどの程度傷病休暇を導入しているかという調査結果である。バンクと同規模の事業所で傷病休暇を導入しているのは全体の 2 割である。1 日でも傷病休暇を導入していれば、この 2 割に入る。8 割は傷病休暇が 1 日もない。

バンク事務局の利用状況である。多くが精神面で利用している。他機関ではここまで手厚いところは見られない。ちなみに公務員は 90 日間有給 100％だが制度利用開始時に厳重なチェック機能を設けていて中々簡単には取得できない。バンクは少数で運営しており、利用者が 1 人いると他者の負担が増える。または派遣で補うが財政面も考慮する必要があり折衷案を考えた。

現行制度は 1 月から 12 月の 1 年間に 90 日間有給 100％で、次の 90 日間 50％で傷病休暇を取得できる。それを今回次のように改定したい。最初の 10 営業日、つまり半月程を有給 100％で残りのスタートから 90 日間を有給 60％にしたい。さらにこの制度を利用する際には本当に利用が必要かどうか制度の主旨に照らし合わせて事前にチェックする。所属長がヒアリングして資料を作成して産業医がさらにチェックする。メンタルの場合は所属長が月 1 回電話や面談で状況を詳しく聞き取りを行う。

なぜ今これを提案したかというと、もともと多くの職員が課題として感じていて、昨年から社労士に相談するなど色々な調査やヒアリングを重ねていた。現在傷病休暇中の人は既に申請が出て利用中であるので現行のまま利用できるとしたい。

審議の結果、第 4 号議案は賛成多数で可決承認された。

（主な意見等）

＜大久保＞　利用状況の円グラフで現役 30 人とある。現在とられている方は何人くらいいるのか。

＜田中＞　傷病休暇は 1 人である。その他に傷病休暇ではないが長期休職中の方が 2 人いる。

＜大久保＞　多くが精神面とあるが、傷病休暇に関する規則の第 2 条に「傷病休暇は、職員等が業務上以外の事由による傷病のため療養する必要があり」とある。これは

急に交通事故に遭ったことなどが考えられる。先程の精神面で休むことになった方については業務上に当たらないのか。

＜小川＞　それはケースバイケースである。それが業務上に当たるかどうかも含めてヒアリングをする。

＜大久保＞　おそらく仕事が合わないとか人間関係とか業務上で休む方が多いのではないか。改定案の図、営業日 10 日間が 100％支給され、その後 90 日分が 60％とある。右側に有休最大 40 日と書いてある。このような形になる前に体調を崩されて有休をだいぶ使ってしまってから長期の休暇をとるようになるのではないかと思う。本人が生活もあるし早く復帰しなければいけないということで、逆に体調をまた崩してしまうことも考えられる。ここは慎重に考えた方が良いのではないかと思う。

＜鈴木＞　このバンクの現行のルールは 1 年単位ということになっている。ある 1 年間に 180 日使って、次の 1 年にまたとなると毎年半分しか勤務できないということになる。そもそも治療をするための休暇であるから、治療上の効果が認められることでスタートすることが肝要である。治療が成績を上げているかどうかをチェックして治ったら復職してもらうための制度だと思う。そもそも利用するに当たってきちんとチェックしておくことが必要である。本当に治療のために必要だということが傷病休暇を認める最大の理由である。その辺のところをきちんとしておくということである。あとは、どの程度の範囲で給与支給の対象にするのかはそれぞれの雇用主が決めるということなので、10 日というのは休日を除いた実日数で実際には 15 日間になる。それはそれなりの配慮なのかなと思う。民間の資料を見ると色々な制度設計がある。バンクの現在の人数と財政を考慮するとこのような改定案である。経過処置として現に傷病休暇を利用している人についてはこれを除くという配慮をしているので、私はこの内容で良いかと思う。

＜橋本＞　現在勤めている方々が皆で整理したというのが大変な作業だったと思う。やはり何年かに 1 回はしっかり見直さないといけないという視点でみると色々な資料を集められて意見を集約されて整理ができたと思う。ぜひこれでしばらくやっていただければと思った。

＜椙村＞　私は皆様と真逆で本当にこれをやるのかという印象である。まさに不利益変更そのものである。バンクに組合がないのでどのように労働者代表から意見をとったのか分からないが、職員は何よりも大切な宝だと思う。そのような中で費用がひっ迫をしているからと言って、このように福利厚生に手を入れるのではなく他のところでコスト削減すべきところがあると思う。もともとバンクの職員は少人数で膨大な業務量を捌いており、好んで精神低下になるような職員などいないと思う。公務員は 90 日 100％という話であるが、今回の改定案では 90 日 60％と公務員より悪くなる。なぜ職員をもっと大切にしないのか、なぜここにメスを入れるのか疑問である。職員の方にこの不利益変更を本当にするのか、それで職員のモチベーションは維持できるのかお聞きしたい。

＜小川＞　この制度を必ずしも適切でない使い方をしている人が見て取れる場合、他の職員に不公平感が残る。結局は組織を運用する上でマイナスだと考えている。

＜椙村＞　本来であれば、適切でない使い方があるならば、制度を変えるのではなくて、その者に個別に対応すべきではないか。真にやむを得ない人を救えなくなってしまう。バンクの職員皆が悪意があるわけではない。本当に頑張って働いているのだけれどもメンタル低下で休んでいる人には従来の制度を適用してあげて、故意に制度利用している者には本当に個別に対応していくべきだと思う。大きな不利益変更である。労働者代表はどなたか。

＜小川＞　竹村である。

＜椙村＞　1 人か。

＜小川＞　代表は 1 人で他に 7～8 人の職員からなる衛生委員会がある。

＜椙村＞　その人たち皆が同意しているのか。

＜小川＞　はい。質問は出て回答した。どのような質問が出たかというと例えば「入院が必要になった場合に認められない場合があるのか」などで、それはないと答えた。

＜椙村＞　一生懸命働いて残念ながらメンタル低下になった方々には充実した本制度でバンクとして職員を守ってきたわけである。そのような方々には今まで通り適用して悪意をもってやる人に対しては違う対策をするべきだと思う。この場で軽々に判断して良いものなのかは理事の皆様にお任せする。

＜小寺＞　これは長年、色々な問題に事務局が突き当たってきて、他の組織の規程も参考にしながら現在の事務局をむしろ活性化させていくという意味で私はよく考えられているのかなと思う。最後の利用の要否について、所属長や産業医が適宜チェックしながら柔軟に運用していくことになると思う。今までの若干緩かったものを悪用ではないにしても利用し過ぎた職員も無きにしも非ずということで、見直してみようということである。そのようなことで将来的にこれによってバンクの職員の失意に繋がるとか色々な問題が発生する場合はもう 1 度見直せばよいと思う。現在の事務局の状況を考えたところでは、新しい案を 1 度採用したいと私は考えている。

＜椙村＞　メンタル低下は上司と部下との関係が原因となるケースもあるので、所属長が月に 1 度面談や電話をするのは避けないといけないケースもあると思う。それと故意の人だけにフォーカスが当たっているが、メンタル低下になりたくない人が大勢である。そのような人たちが万が一なってしまった場合に、その方々に家族もいてお子さんもいて、一気にこれだけの収入減になってしまうのは、本当によろしいのかというところがある。就業規則の話でもあるので 1 回やってまた直すというものではないと思う。

＜小寺＞　職員一人一人が社会的、家族的背景を背負っているというのは十分我々も理解している。どのような職場や仕事でもそうだと思うが、その都度検討することになると思う。今までのことを考えてみるとこの方法でまずはやってみたい。

＜椙村＞　過去対象になった中で、故意に制度利用したと思われる人は何人いるのか。

＜小寺＞　個人情報にも関係するので言えないが実際の数は事務局では把握している。

＜椙村＞　もし監事に議決権があれば私は反対であるが、後は理事の皆様にお任せする。これは大きなことだと思う。

＜浅野＞　業務執行理事として私も事務局の中に入っている。不利益変更ということだが、これは実態から言うと、はっきり言って今までが甘すぎた。チェックが甘すぎたという訳ではない。90 日間も 100%保障されるのは、他の団体から比べても非常に手厚いというか手厚過ぎると思っている。それは前と比べたら不利益になる。しかし逆に言えば、これは前が利益有り過ぎたということである。これはいずれ見直さなければならないということで、ここの段階で行った。もう一つは、職員のモチベーションが下がるということだが、実態を見ると逆である。安易に傷病休暇をとって 100%もらえるということになると他の職員からすれば「あのように簡単にとれて 100%もらえるのであればいいな」と、本人はメンタルが弱い部分もあるかもしれない、じっと我慢してやっているのかもしれないが、そこで不公平感みたいなものが生じている。これが実態である。私は業務執行理事として事務局の中に入っていて実際に状況を見ていて椙村監事から指摘があったことはバンクの今の実態には当たらない。今回の改定は遅すぎたと思うくらいである。後から入って行って、なぜ今までこんなに甘かったのかとこの規定を見て驚いた。

5）第５号議案：コーディネーター内規の変更･附則について

中尾ドナーコーディネート部長が資料に基づき説明した。

コーディネーターに関する内規 2 頁目と 3 頁目の報酬等をご覧いただきたい。先程、田中総務部長から予算案の話があったが予算が厳しい中、今回コーディネーターの活動費について見直しを提案したい。確認検査面談、最終同意面談はコーディネーターからハンドブックの説明が伴う時間のかかる活動である。2010 年に骨髄だけではなく末梢血幹細胞の提供が加わった時に説明の分量が膨大になったということがあり、両方の説明が必要とされる確認検査に関しては 6700 円とし、それ以外の面談は 5700 円のままとしていた。私自身 20 年間コーディネーターをしているが 5700 円という活動費も 5500 円だったのが 5700 円になったくらいで、20 年間でほとんど変わっていない。末梢血幹細胞採取が含まれて 6700 円になった他は下がったのが 1 個あっただけである。最終同意面談立会いの金額を財政が厳しかった時にこれまでの 5000 円から 3000 円に下げた。その変更があっただけで、何年もコーディネーターの活動費を上げられなかった実情がある。再三この場でも申し上げたようにコロナ禍という大変難しい中コーディネーターは活動を続けている。かなりそのことに関してコーディネーターから色々と苦しいという意見がある中で頑張ってもらっている。そのような中で活動費を見直したいと考えた。2010 年から 2 種類の提供方法について説明をするものは 6700 円に変更したが今はほとんどの確認検査がこの 2 つを対象にしている。片方しか説明をしないという面談は少ないのが実情である。それでありながら 2 つの種類を設けていること自体が非常に繁雑であり、コーディネーターの労力として今はほとんど変わらないので 2 つを分ける訳ではなく、どちらに対しても 6700 円にしたい。それに伴って、同じく説明の伴う最終同意面談に関しても 6700 円に合わせたい。それ以外の採取フォローアップの活動につ

いて今回は上げずに変わらない。つまり説明の伴う部分に関して今までの2種類の説明にはそうだったのに合わせて6700円にしたい。

また1番下に書いてある在宅研修費を1000円だけだが毎月支給すると新たな項目を作った。今は対面での研修ができない中で、研修自体が減っている。その分どうしているかというと、ドナーコーディネート部から様々な書類を送って新たな取り組みに関して、あるいはコロナの規程を新たに設けたりしたときには資料を送ることで、家にいる状態のままで学んでいただいている。それ以外にもこれは以前からのことだが、コーディネーターが使用しているスマートフォンやタブレット機器のアプリの更新などドナーコーディネート部から定期的なメンテナンスの指示をして、それぞれのコーディネーターに在宅でしてもらっている。そのようなことに対する対価ということで僅かではあるが在宅研修費というのを作った。本当はもう少しお支払いしても良いくらい在宅で学んでいただくことが増えているが、その中で毎月1000円を付与したい。これらが内規のコーディネーターの報酬の見直しである。

もう一つ内規で変更したい。コーディネーターの認定・委嘱期間とその停止等のところである。今までも業務執行会議等で案内しているように現在のコーディネーターの認定委嘱期間は5年間としている。今回ちょうど5年目になったので先月コーディネーター再委嘱の審査をした。審査会の中で出て来た案として様々な改善を求めたい業務上課題を抱えているコーディネーターもいる。それを指導する努力を今までもしているが、やはりコーディネーターの人数が不足しておりスキルの点で少し問題があると分かっているコーディネーターであっても、いきなり委嘱をしないという状況になると実際の業務が立ち行かない問題との板挟みもある。これまでは中々そのような方を委嘱しないという選択ができずにそのまま再委嘱していた現状がある。しかしコーディネーターというのはバンクの顔として実際にドナーや施設の先生方と対面して活動を行っていることを考えると、やはりバンクとしてそのような資質が十分にあるかという点をしっかりと審査会で見て検討する必要がある。その際に5年という期間の縛りがある故に再委嘱をするかしないかの二者択一になってしまっていた。今回、新たに少し指導を要する方は1年間のみ認定委嘱期間を設けてしっかりと指導をして1年の後にその問題点が改善されたか確認してから次の委嘱をするのか、改善が見込まれないから委嘱しないのかの判断をするために、新たに認定委嘱期間を必要が認められた場合には1年間とする。それからコーディネーターの高齢化が非常に進んでいる。そのような中でコーディネーターから体力的な不安があり「次の5年間、頑張れるか自信がない」というコーディネーターの声も上がっている。コーディネーター自身から希望があった場合には5年ではなく1年とする。その両方の観点から「認定委嘱期間を1年間とすることができる」という所を付け加えたい。

もう一つの資料、1年間指導することになったコーディネーターの指導をどうするかという観点から、拠り所にしている基準も見直した。コーディネーターの認定と移植について、基本方針である。今まで言葉は悪いが少し甘めに再委嘱を行っていたのであまり委嘱しないというケースやこのように条件をつけるというケースがあまり多くなかったので、あくまでも審査会で審査した結果を理事会等で報告のみとしていた。今回1年

間様子を見るという新たな取り組みをするにあたっては審査会だけでなく、審査会の審査を経て、理事会の議を経て認定・委嘱するという部分を付け加えた。

所々見直しをしたが、分かりづらかったところとして「当法人の職員であるコーディネーターの場合」がある。補足すると、コーディネーターの養成研修を受けて活動しているコーディネーターの他にドナーコーディネート側の業務に当たる地区事務局員、ドナーコーディネート部の職員、コーディネーションスタッフは職員であるが、コーディネーターのことを知っておく必要があるという主旨で、コーディネーター養成研修を受けて審査会で審査をしてコーディネーターとしての認定を受けている。そのような人が一部いるということで「当法人の職員であるコーディネーターの場合」というところが発生している。実際の活動をしているわけではないので認定はしているが委嘱はしていない。

最後の頁に付則として付け加えた。委嘱期間を短縮するのがどのような場合かというのを内規には詳しく書いていないが、こちらに詳しく盛り込んだ。認定の要件のうち1つ以上に著しい問題が報告された場合、あるいは審査委員会の方から適性や能力について指導や研修の必要性を指摘された場合、コーディネーター自身から認定期間の短縮希望の申告があった場合である。その期間の指導をここにまとめた。このようなことをしっかりとすることによって新たに1年間の認定委嘱を内規に盛り込みたい。

審議の結果、第5号議案は全会一致で可決承認された。

（主な意見等）

＜高梨＞　提案はよく分かるが、あくまでも応急処置に聞こえる。フルタイムできちんとした待遇の若い人を育てるというのはどのように進んでいるのか。

＜中尾＞　おっしゃる通り本来コーディネーターは若い人に入って欲しい。しかし先程見ていただいたのがコーディネーターの報酬である。働くことのできる若い世代の方が参入していただくのが非常に難しい。エリアによっては活動が非常に少ないので仕事として成り立たせるというのが難しい。そのような状況があったが故にコーディネーター認定の部分では「ボランティアさんたちだから」ということでスキルの点でもあまり言えなかったところがある。高梨理事のご指摘のとおり本当は若い方々の参入をして欲しいし、そのために待遇改善を考えて行きたい。待遇改善する中で財政が厳しいのを考えると、あくまでまだ腹案であるがコーディネーターの人数を絞っていく方法もあり得ると考えている。検討を開始していることとしてリモートの活用がある。リモートを活用すれば遠方のコーディネートもできるということになれば、思い切って活動の少ないエリアのコーディネーターをなくして人数を絞ることで待遇面の改善ができるのではないかという検討に取り掛かったばかりである。今回は応急処置というのは否めない。

＜高梨＞　あっせん事業者はコーディネーションが肝である。それをパートに頼るという体制はしっかり諦めてきちんとした正職員を置くべきだと思う。それが各地域に置くことができなければ置けるところから始めて、ＪＭＤＰの本業であるから、

きちんとした待遇で、きちんとした仕事で、ＷＥＢも用いて広域化も視野に入れて計画すべきだと思う。

＜小寺＞　私も 100％賛成である。バンクの一番大きな将来の課題だと思う。

＜加藤＞　私も従来からずっと職員化を叫び続けていたが来年度補助金の予算要望の中の大きな柱の一つにこれを掲げて良いのではないか。

＜中尾＞　職員化はこれまで何度もドナーコーディネート部から要望を出してきた。

＜加藤＞　それを知らなかったが、知った上でなお次年度の要求のトップに持っていくくらいの考えで行くべきではないかと思う。

＜中尾＞　次年度には入れていないが、これまでの経過からなかなか難しいところが見て取れる。おっしゃる通り今後も努力して行きたい。

＜小寺＞　次年度予算の採決はもう終えたので、大きな柱として次々年度にこれを掲げる。そのために事前の色々な準備がいるだろうと思う。もう少し足元を固めた上で大きなプロジェクトとして載せていきたい。次々年度の予算要求は既に始めていなければいけないことであるのでぜひ取り組みたい。

９　報告事項の議事概要と結果（敬称略）

１）報告事項１：コーディネート支援システム更改プロジェクトの進捗報告

田中総務部長が口頭で報告した。

今年度、日赤から 3 億円超の金額で業務委託を受ける形でコーディネート支援システムの更改プロジェクトを行っている。1 年間行ってきて色々ありつつも各方面からの協力もいただきスケジュール通り進み、来週の月曜日から新しいシステムが本環境としてリリースとなる。日赤には色々とご協力いただき感謝している。今回は古くなった基盤の刷新が主目的であるが追加機能もあって、1 番の目玉としてＷＥＢ問診機能がある。その機能は 3 月 30 日に遅れてスタートする。機能の内容としてドナー候補者に選ばれた人に、今は紙で問診票を郵送して返送も紙でしているが、紙の郵送は残しつつもドナーに選ばれた方にＳＭＳを送ってＷＥＢで問診票を入力してもらうという取り組みである。早い人であればその日の内に問診票が返って来るのが想定できる。紙の問診票を郵送してから返送されてくるまでの中央値がここ数年は 8～10 日間かかっている。それが短縮されるのを期待できる。

２）報告事項２：コーディネーター認定･委嘱更新についての審査結果報告

中尾ドナーコーディネート部長が資料に基づき説明した。

審査員は日赤中四国地区ブロックセンター所長である小林先生、今回新たに入っていただいた文教大学の城先生、バンクの事務局長、ドナーコーディネート部長、ドナーコーディネート部の指導研修チームリーダーで審査会を開催した。今回、活動中のコー

ディネーターは2月1日時点で152名、休止中の人と合わせて168名いる。認定委嘱となったのが141名、1年の条件付き認定・委嘱が4名、活動の休止をしているので当面認定だけという方が9名、コーディネーター側からの辞退が13名いる。辞退理由の多くは体調面、体力面、年齢のこともあると思うが比較的多く見られたのが、エリアによっては活動が少ないということもあり兼業している方もいて、もう一つの業務との兼ね合いということで辞退されている。それから非認定者が1名、職員でコーディネーターの認定を受けているのが認定のみで60名である。3月31日で前回の認定期間が終わるので、それに向けて3月4日に内定結果をコーディネーターに通知している。本日の報告の後、認定・委嘱状をコーディネーターに送る。

（主な意見等）

＜小寺＞　これは先ほどの第5号議案の具体的な例になる。本来ならば条件付き認定の4名も含めて審議願うところであるが、今回は従来通り報告事項で上げさせていただいた。5年に1回のイベントであるが毎年新陳代謝はあるのでその都度コーディネーターというバンクの顔の委嘱認定に関わることであるので理事会マターにさせて頂きたい。

3）報告事項３：調整医師新規申請･承認の報告

中尾ドナーコーディネート部長が資料に基づき説明した。

令和4年2月9日から3月3日の期間に新たに申請・承認された調整医師の人数は3名、合計1178名である。

4）報告事項４：寄付金報告

小島広報渉外部長が資料に基づき説明した。

2022年2月末の寄付金である。件数は858件、金額940万3773円の寄付を頂いた。令和3年度の累計件数は1万1574件、金額は1億4237万7675円となっている。今月は企業や団体から大きな金額の寄付はなかったが、個人から何件か大きな寄付を頂いた。

（主な意見等）

＜小寺＞　件数金額とも前年度、前々年度と比べて大変多額の寄付をいただいていてありがたい。

5）報告事項５：移植件数報告

田中総務部長が資料に基づき報告した。

2021 年度 4 月～2022 年 2 月末までで国内ＢＭが 783 件、国内ＰＢが 266 件、国際が 3 件で合計 1052 件となっている。2 月はコロナの第 6 波の影響が大きく出ていて、中止が多くなってしまった。予算対比 87%でこのまま行くと、今年度は 1170 件前後になりそうである。

６）報告事項６：その他

理事長が口頭で報告した。

秋に広島で骨髄バンク推進全国大会を開催予定である。今回は平山さんに中心になって実行委員会を作って検討していただくことになった。

10　業務執行状況報告

小寺理事長から業務執行状況の報告があった。続けて加藤、佐藤両副理事長、浅野業務執行理事が業務執行状況をそれぞれ口頭報告した。

以 上